

七 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案			現行		
（銀行法を準用する場合の読替え） 第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「<u>外国銀行代理業務</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務</u>」と、「<u>所属外国銀行</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行</u>」と、「<u>第五十二条の三十六第一項</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第十六条の五第一項</u>」と、「<u>銀行代理行為</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理行為</u>」と、「<u>特定銀行代理業者</u>」とあるのは「<u>特定長期信用銀行代理業者</u>」と、「<u>特定銀行代理行為</u>」とあるのは「<u>特定長期信用銀行代理行為</u>」と、「<u>銀行代理業再委託者</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理業再委託者</u>」と、「<u>銀行代理業再受託者</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理業再受託者</u>」と、「<u>第二条第十四項各号</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第十六条の五第二項各号</u>」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（銀行法を準用する場合の読替え） 第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「<u>第五十二条の三十六第一項</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第十六条の五第一項</u>」と、「<u>銀行代理行為</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理行為</u>」と、「<u>特定銀行代理業者</u>」とあるのは「<u>特定長期信用銀行代理業者</u>」と、「<u>特定銀行代理行為</u>」とあるのは「<u>特定長期信用銀行代理行為</u>」と、「<u>銀行代理業再委託者</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理業再委託者</u>」と、「<u>銀行代理業再受託者</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理業再受託者</u>」と、「<u>第二条第十四項各号</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第十六条の五第二項各号</u>」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第十二条の二第二	(略)	第三条の二第一項
定期積金等	(略)	第七章の三第一節及び第二節、第八章並びに第九章
定期積金	(略)	第五十二条の三から第五十二条の八まで、第五十二条の十一から第五十二条の十六まで、第五十三条、第五十六条(第四号を除く。)、第五十七条の六、第五十七条の七第二項並びに長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の二から第十六条の二三まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条まで

第十二条の二第二	(略)	第三条の二第一項
定期積金等	(略)	第七章の二第一節及び第二節、第八章並びに第九章
定期積金	(略)	第五十二条の三から第五十二条の八まで、第五十二条の十一から第五十二条の十六まで、第五十三条、第五十六条(第四号を除く。)、第五十七条の六、第五十七条の七第二項並びに長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の二から第十六条の二三まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条まで

				(略)		項	
四 第五十二条の二の		三 第五十二条の二の		(略)		第十三条の四	
同法		同法		(略)		預金者等の保護	
貸金業法		長期信用銀行法第六條の三第一項		(略)		長期信用銀行法第十七條の二	
第五十二条の二第一項		出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律		(略)		預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護	

(新設)		(新設)		(略)		項	
(新設)		(新設)		(略)		(新設)	
(新設)		(新設)		(略)		預金者等の保護	
(新設)		(新設)		(略)		(新設)	
(新設)		(新設)		(略)		預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護	

第五十二條の二の 六第二項	同項に	前項に	(新設)
第五十二條の二の 九	所属外国銀行（外国銀行代理銀行（外国銀行支店に限る。）が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。）を除く。）	長期信用銀行法第六條の三第一項に規定する所属外国銀行	(新設)
第五十二條の二の 九第一項第三号	譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）	譲受け	(新設)
第五十二條の二の 十	準用する。この場合において、第五十二條の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技	準用する。	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	第五十二條の四第 一項及び第二項	(略)	(略)	第五十二條の五 第一項	(略)	第五十二條の二の十一 第一項	銀行議決権保有届出書 有届出書	(略)	術的読替えは、政令で 定める。
(略)	第五十二條の四十 四第三項	(略)	(略)	第五十二條の二の十一 第一項	(略)	長期信用銀行法第十六 条の二第二項	長期信用銀行議決権保 有届出書	(略)	
(略)	第五十二條の四十五 二	(略)	(略)	長期信用銀行法第十六 条の二第二項	(略)	長期信用銀行法第十六 条の二第二項	長期信用銀行議決権保 有届出書	(略)	

(略)	(新設)	(略)	(略)	第五十二條の五 第一項	(略)	第五十二條の二の十一 第一項	銀行議決権保有届出書 有届出書	(略)	
(略)	(新設)	(略)	(略)	長期信用銀行法第十六 条の二第二項	(略)	長期信用銀行法第十六 条の二第二項	長期信用銀行議決権保 有届出書	(略)	
(略)	(新設)	(略)	(略)	長期信用銀行法第十六 条の二第二項	(略)	長期信用銀行法第十六 条の二第二項	長期信用銀行議決権保 有届出書	(略)	

法第十七条の規定において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	第五十二条の四十 三	第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）	読み替えられる字句
第五十二条の四十 四第一項	銀行代理行為	外国銀行代理行為	読み替える字句
第五十二条の四十 四第一項第二号	第二条第十四項各号に規定する	長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務に係る	

（新設）

第五十二條の四十四第三項	第五十二條の四十五の二	銀行代理行為	長期信用銀行法第十七條の二
第五十二條の四十五第三号	有する者（次号において「密接関係者」という。）	有する者	
第五十二條の四十五第五号	所属銀行の業務	長期信用銀行法第六條の三第一項に規定する外国銀行代理業務	

3| 法第十七条において準用する銀行法第五十二條の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用

2| 法第十七条において準用する銀行法第五十二條の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用

銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十四第三項	第五十二条の四十五の二	長期信用銀行法第十七条の二
(略)	(略)	(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 (略)

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」と

銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 (略)

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」と

あるのは「長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項第十号	特定個人銀行主要株主	特定個人長期信用銀行主要株主
第四条の二第二項第十一号	法第二条第十六項	長期信用銀行法第十六条の五第三項
	同条第十五項	同項
第四条の二第二項第十三号	個人銀行代理業者	個人長期信用銀行代理業者

あるのは「長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項第五号	法第二条第十六項	長期信用銀行法第十六条の五第三項
	同条第十五項	同項
第四条の二第二項第十一号	特定個人銀行主要株主	特定個人長期信用銀行主要株主
第四条の二第二項第十八号	個人銀行代理業者	個人長期信用銀行代理業者

(略)	第十四条の七第一号	第十五条、第十五条の二	第十五条の三		(削る)
(略)	法第五十二条の二第一項	法第五十二条の二の十一第一項	法第五十二条の二の十一第一項第一号	銀行議決権保有届出書 (法第五十二条の二の十一第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。)又は当該銀行議決権保有届出書	(削る)
(略)	長期信用銀行法第六条の三第一項	長期信用銀行法第十六条の二第一項	長期信用銀行法第十六条の二第一項第一号	長期信用銀行法第十六条の二第一項若しくは同法第十七条において準用する法第五十二条の四第一項に規定する届出書又は当該届出書	(削る)
(略)	(新設)	第十五条、第十五条の二	第十五条の三		第十五条の四の見出し
(略)	(新設)	法第五十二条の二第一項	法第五十二条の二第一項第一号	銀行議決権保有届出書 (法第五十二条の二の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。)又は当該銀行議決権保有届出書	法第五十二条の九第一項
(略)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の二第一項	長期信用銀行法第十六条の二第一項第一号	長期信用銀行法第十六条の二第一項若しくは同法第十七条において準用する法第五十二条の四第一項に規定する届出書又は当該届出書	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項

(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第六条の六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行（法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行代理業者（法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ

(略)	(略)	(略)
第十五条の四第一号	株式等	株式又は持分
第十六条の二の見出し	法第五十二条の第十七項	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項
(略)	(略)	(略)
第十六条の二第一号	株式等	株式又は持分

(情報通信の技術を利用した提供)

第六条の六 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対

。の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第六条の七 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁

し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第六条の七 長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、

の方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(財務局長等への権限の委任)

第八条 法第二十二條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 銀行法第二十四條第一項及び第二項並びに第五十二條の二の八の規定による報告及び資料の提出の命令

二 (略)

2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行の本店以外の営業所その他の施設（当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行（法第十六條の五第三項に規定する所屬長期信用銀行をいう。以下この項において同じ。）とする長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又はその子法人等（銀行法第二十四條第二項

書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(財務局長等への権限の委任)

第八条 法第二十二條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 銀行法第二十四條第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 (略)

2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行の本店以外の営業所その他の施設（当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行（法第十六條の五第三項に規定する所屬長期信用銀行をいう。以下この項において同じ。）とする長期信用銀行代理業者（同条第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設

3

(略)

に規定する子法人等をいう。)若しくは当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者以外の者で当該長期信用銀行から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3

(略)

設を含む。)又はその子法人等(銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。)若しくは当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者以外の者で当該長期信用銀行から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。